

伊丹市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

伊丹市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別
記のとおり制定する。

令和7年6月2日提出

伊丹市長 中 田 慎 也

理 由

臨床検査科を新設するため。

伊丹市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する

条例（令和 7 年伊丹市条例第 号）

伊丹市病院事業の設置等に関する条例（昭和 4 2 年伊丹市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「病理診断科」の右に「，臨床検査科」を加える。

付 則

この条例は，令和 7 年 7 月 1 日から施行する。